
平成25年第3回玖珠町議会定例会会議録(第4号)

平成25年6月14日(金)

1. 議事日程第4号

平成25年6月14日(金) 午前10時開議

第1 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(15名)

1 番	宿 利 忠 明	2 番	大 谷 徹 子
3 番	石 井 龍 文	4 番	廣 澤 俊 幸
5 番	中 川 英 則	6 番	尾 方 嗣 男
7 番	菅 原 一	8 番	河 野 博 文
9 番	秦 時 雄	11 番	清 藤 一 憲
12 番	宿 利 俊 行	13 番	藤 本 勝 美
14 番	片 山 博 雅	15 番	繁 田 弘 司
16 番	高 田 修 治		

欠席議員(1名)

10 番 松 本 義 臣

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 大 蔵 順 一 議事係 長 小 野 英 一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 朝 倉 浩 平 副 町 長 小 幡 岳 久

教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	河 島 公 司
まちづくり 推 進 課 長	麻 生 太 一	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 林 民 也
税 務 課 長	帆 足 浩 一	福祉保健課長	江 藤 幸 徳
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建設水道課長兼 公園整備室長	平 井 正 之
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政	商工観光振興 課 長	村 木 賢 二
会計管理者兼 会 計 課 長	本 松 豊 美	人権同和啓発 センター所長	山 本 五十六
教育総務課長	穴 本 芳 雄	学校教育課長	米 田 伸 一
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	湯 浅 詩 朗	行 政 係 長	石 井 信 彦

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いを申し上げます。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動はかたく禁じられております。

なお、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の持ち込みは禁止されておりますので、ご協力願います。

本日の会議に欠席の届け出が提出されておりますので、報告いたします。

議員につきましては、10番松本義臣君、病気療養のため欠席の届け出が提出されております。

ただいま11番清藤一憲君から、6月13日の会議における発言の中で、—————発言の取り消しの申し出がありました。

お諮りします。

これを許可することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

したがって、清藤一憲君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

ただいまの出席議員は15名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議 長（高田修治君） 日程第 1、これより一般質問を行います。

最初の質問者は、5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） おはようございます。5 番中川英則です。

今回、非常に緊張をしております。保健環境課のときの上司であります小幡副町長、企画財政課のときの上司であります秋吉教育長の前で一般質問をするわけであります。非常に恐縮するところでありますけれども、私は非常に質問によって興奮することがありますので、その点で失礼がありましたらお許しを願いたいと思います。

玖珠町は、遅かったかもしれませんが、今年度中に総合運動公園が完成するような運びになっております。ここまで来るには、スポーツにかかわる方々が署名や物品などを販売する中で、基金を町に寄附し、町もその心を大事にして年次計画の中で基金をため、無理のない計画でつくることといたしました。残念ながらそのような健全な思いと健全なスポーツを政争の具に使い、玖珠町を混乱の渦に巻き込んだ方々は、大いに私は猛省をするべきだというふうに思っております。

先般、ある方が、私たちが反対をしたから、こういういいものができたという言葉も聞きました。私は、そうではないというように思っています。残念ながら陸上競技場では 8 レーンが 6 レーンになりましたし、野球場がナイター施設の予定がナイター施設がつかなくなったわけであります。このへんを忘れてはならないというように思っています。

この運動公園の建設に当たって、職員を初め多くの思いや関係の努力で完成を迎えようとしていることを、私自身、忘れてはならないというふうに思っております。

先般、休みの日に孫を連れて運動公園に行きました。多くの家族が遊具で遊び、子供たちの喜ぶ声、遊ぶ姿を見て、自然と親たちの顔が笑顔になっておりました。玖珠町はいいものをつくったんだなというふうに誇らしく思ったところであります。早くフルオープンを願っております。

本題に入らせていただきます。

1 つ目に、全国スポーツ大会等出場助成事業実施要綱の見直しについてであります。

この要綱を見ますと、目的の 1 条から附則の 10 条までがうたわれております。今回、見直しをお願いしたいのは、その中の 5 条、助成対象経費及び助成金と、第 7 条の内容であります。

一度、あるスポーツ団体が県で優勝し、全国大会出場の報告に町長へ行ったそうであります。そのときにいただいた金額の少なさに驚いたと言われておりました。慌てて寄附を集めたようであります。

少年少女のスポーツは、その年その年の選手の集まりで強さも違い、全国大会等に行くときは続けて行くわけであります。厳しい経済事情の中で、毎回そんなに寄附も集まるものではありません。玖珠町は童話の里のまちづくりで、久留島武彦精神、「子どもと夢を」、教育委員会は知、徳、体の向上を目指しております。

知、徳、体は学校だけで培われるものではなく、地域や学校外の社会教育、社会体育の中で培われてきているのが大きいと思っております。その子供たちが指導者のもとで努力し、達成した後のフォ

ローがこの要綱ではできていないのではないかと思います。

先般、町長も非常に感動しておりました水戸岡先生の講演の中で印象に残ったフレーズが3つありました。1つは、子供たちのために何ができるか、2つ目に子供が帰る町、3つ目に感動する町を子供たちにあげる、この先生に私は感動したところであります。

その先生の言葉にわかりますように、先生が設計した列車の内容を見れば、そのとおりだと思いました。大人が外を見る目線、それを子供が見ればやっと外が見られるような状況であります。その先生の設計が、やはり大人と同じに目線をする中の座敷をつくられているわけであります。先生のこの発想というのはすばらしいなというふうに思いました。

私自身、今まで役場のほうに40年間働いてきましたが、このような気持ちで働いてきたらどうかと反省もいたしました。ややもすれば、私たちは激しい大人の言動のほうに耳を傾けていたのではなかろうかと思っております。今回、このようなすばらしい講演を設定していただいた繁田議員には感謝を申し上げたいと思います。

この実施要綱に基づいて、ここ数年、九州大会、全国大会に行った数を見ますと、平成20年度、個人・団体で13、平成21年度が4、平成22年度が6、平成23年度が5、平成24年度が5というふうになっております。この一例を挙げますと、この助成事業実施要綱の内容で全国大会、東京であった場合、団体の額は3万から6万というふうになっていますし、個人は1万5,000円であります。この助成金では1人分の旅費になるかならないかというところだと思います。

この中で、全国大会に行った補助金の資料を見ますと、平成21年度から24年度まで続けて行っている綱引きのチームで、八幡ドリームファクトリーズがありました。この数年、毎年行っているようですが、教育委員会が旅費等を出しているのだらうというふうに思っておりました。八幡小学校は全校50名ぐらいの小さな小学校でありますので、そういうふうに思ったところであります。先般、八幡自治組織の総会で監督にお会いし、話を聞いてみしたら、全部親が出したり物を売ったりして、東京のほうに行っているそうであります。びっくりしたところであります。

この要綱で助成した個人・団体の内容を調べました。その中で第5条の3項で「その他特に町長が認める」項があります。要綱に記されている個人助成金の4倍以上出されている助成内容もありました。その他、玖珠町が子供たちに対して助成している事業で人材育成予算があります。町長は議会の中で、将来への子供の育成として、今まで一部補助であった夏休みの外国へのホームステイを全額補助にいたしました。同じくまちづくり推進課の人材育成予算の漁業体験ホームステイなどもあります。

私は、この町長の考えについては感謝申し上げたいというふうに思います。しかし、地域の中で一生懸命子供が指導者とともに努力して、全国大会を勝ち取った子供たちにはわずかな助成金で終わっております。どちらが重要だということはわかりませんが、現在の経済状況を考えれば、この要綱では頑張っても参加できない子供が出てくるのではないかとというふうに思っております。ぜひ全国スポーツ大会出場助成事業実施要綱の第5条、助成対象経費及び助成金と、第7条、助成の決定等を変えていただきたいというふうに思っております。

第5条については、社会人と青少年に分けていただき、青少年と指導者には全額旅費の助成金を打ち出していただきたい。7条については、助成の決定の平等を期するにすするために、玖珠町社会教育委員条例か、スポーツ基本法第32条の第2項に基づき、設置規則の中で対応できないか検討していただければというふうにも思っております。

町長も、第5次総合計画の中に、玖珠町独自のまちづくりを目指さなければならないというふうに書かれております。今年度に玖珠町総合運動公園も完成し、来年には完全オープンとなる機会に、見直しをぜひ行っていただければと思っています。

運動公園の建設基金が上がれば、その一部をスポーツ振興基金として考えておりましたが、その状況にないようであります。玖珠町決算状況を見れば、ここ数年、3億から4億の予算残となっておりますし、この予算も2分の1以上は何らかの基金として積み立てるようになっております。新たなスポーツ文化振興基金の設置をするのか、今の要綱の改正で予算化するのか、早急に考えていただきたいと思っております。これから夏にかけて全国大会や九州大会予選が盛んになると思いますので、早急に検討をお願いしたいところであります。子供たちも練習を重ね、全国大会の出場権を勝ち取っても、今の状況では寄附が集まらなければ辞退に陥ってしまいます。少なかれ選手並びに指導者が苦勞せず大会へ出場ができる環境づくりをつくるのも、町長や教育長の役割だというふうに思っています。

この課長さんや役場の職員の中でも、多くの方々がそういう社会体育の中でボランティアをしながら指導をしております。

まずは、この要綱については玖珠町例規集第12類教育という中に策定されていますので、まず教育長にお聞きします。町長については、私が述べましたように子供に対する独自のまちづくり、要綱づくりを進めるのか、お聞かせを願いたいと思います。

○議 長（高田修治君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） 前段に湯浅課長のほうから答弁いたしまして、その後、私が引き続き答弁させていただきます。

○議 長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） それでは、中川議員のスポーツ助成事業の見直しについてということで、ご質問がありましたので、まず、この助成事業の概要をご説明申し上げます。

平成10年に全国スポーツ大会等出場助成事業として設置をされました。町民がスポーツ大会に出場する際の費用助成として、青少年時代から資質を磨き、青少年の健全育成を目指し、また、生涯体育として健康維持、高齢者福祉にも通じる町内のスポーツ団体及び個人が日常の練習の成果を発揮し、少し制約がありますが、九州大会以上の大会に出場する場合に助成を行うことにより、地域スポーツの振興と地域活性化を推進し、玖珠町を県内外にPRすることを目的としております。費用等に自己負担がある場合であります、これは先ほどありました第7条の項目であります。個人負担が2分の1であります、個人として2万円、団体としては国内ですが8万円を上限と定めております。平成

20年度からの5年間の助成実績は、23団体13個人に対し、合計で257万1,500円であります。

ですが、オリンピック及び甲子園、それとフェンシングの国際大会を除きますと、22団体10個人に対し、5年間で77万7,500円となっております。

この内容につきましては、近隣の九重町、日田市、中津市と比較をしても条件、金額に関してはそう大差はございません。そのため、この助成事業の見直しについては今のところは考えてはおりません。

また、先ほど教育長が申しましたように、関連のあります答弁を、この後、秋吉教育長が行います。

○議長（高田修治君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） それでは、私のほうからお答えしたいと思います。

この助成事業実施要綱が制定されます以前は、九州大会あるいはそれに準ずる大会以上の大会及び全国大会に出場する場合、総務課より助成をしておりましたが、先ほど課長が申し上げましたとおり、県下に先駆けて平成10年4月1日付で実施要綱を制定し、個人及び団体に助成し、現在に至っているところであります。

今後とも地域全体の協働による子供たちの健全育成とともに、日常的な体力づくりとスポーツに親しむ習慣づくりの推進に取り組み、基礎体力、技術力、精神力などの競技力の向上を図ることが社会体育の重点方針であります。

今を去ること平成23年9月議会におきまして、河野博文議員からスポーツ文化振興基金の設置についてご質問をいただきました。その答弁といたしまして、その当時、総合運動公園整備についての賛否両論があったことや、部分オープンするために都市公園としての条例整備等に向けての取り組み段階、そしてさらに今後進めるスポーツ振興等のデザインが明確にできていなかったため、スポーツ文化振興基金の創設について、現時点におきましては考えのない旨の答弁をしたところであります。

しかしながら、来年度、総合運動公園がグランドオープンいたしますし、これまで部分オープンをしてきました陸上競技場、テニスコート、多目的広場の利用状況等を勘案しますと、総合運動公園が玖珠町の社会体育が目指すスポーツ振興の大きな契機になると考えているところでございます。そのため、各種スポーツの大規模大会の玖珠町への誘致、各種スポーツ種目の指導者の育成、選手の日々の研さん、出場する大会を通じてさらなる競技力の向上、選手間の交流を促進するなど、総合運動公園を核として玖珠町のスポーツ振興を図らなければなりません。

そのことにより、本町の次代を担う子供たちが豊かな人間性を育み、これからたくましく生き抜いていくための心身の健康と体力の向上、そして地域を思いやる心、ふるさとを愛する心の育成につながると考えておりますので、全国スポーツ大会等助成事業実施要綱につきましては、先ほど課長がお答えしましたように見直しはせず、先ほど質問にありましたように、少年少女と社会人を分けてほしい等々のことも視野に入れながら、新たに基金の創設を視野に入れて慎重に協議、検討していく所存であります。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） やはり子供の健全育成ということは重要なことですのでございますから、今、秋吉教育長がお答えさせていただきましたから、それをもって私の答えとさせていただきます。

○議 長（高田修治君） 5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） ぜひ新たな基金という形の中で、玖珠町は童話の里ということで進めておりますので、ある部分では全額、ある部分では一部という、ある程度平等な中で考えていただければというふうに思っていますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

2 つ目の質問に入らせていただきます。再生可能エネルギー助成制度の考え方であります。

平成23年の第6回の議会の一般質問において、省エネルギー対策ということで、私のほうが庁舎の省エネルギーの部分を質問させていただきました。庁舎屋上の太陽光の設置と庁舎内のLEDの取りかえを提案したところ、今年度の予算に計上していただいています。玖珠町の環境施策は前向きに進んでいるということで、感謝を申し上げたいと思います。

そこで、町長に再度確認をしたいわけではありますが、平成23年第6回の私の質問と、平成25年第1回の松本議員の質問に対する町長の答弁であります。平成23年の第6回の私の一般質問で、太陽光助成制度の質問をさせていただきました。そのときの町長の答弁の議事録であります。これはもう一部ではありますが、その議事録内容は、「環境問題を含めましたエネルギー問題につきましては、技術革新や電力に関する社会システムの改革あるいは省エネルギーを主とするライフスタイルの見直しなど、行政、住民、事業者がともに取り組むべき重要な課題であります。東日本大震災により、政府は脱原発依存を掲げて、エネルギー基本計画を白紙から見直すという方針を提示しました。さらには、太陽光、風力発電などの再生可能エネルギーと省エネルギー社会実現を二本柱とする意向も示されております。太陽光発電を含む新エネルギーは、地球温暖化対策という所期の狙いよりも原発依存脱却の面から重要性が一層高まっております。このような状況の中、自治体においても本腰を入れて、環境施策を包括した中での新エネルギー利用を促進すべきだと考えております」。住宅用太陽光発電システムの助成制度は、「買い取りコストは電気料金にはね返り、全ての電気を使用する人で負担する制度です。住宅用太陽光発電の設置がさまざまな条件により平等でないことなどが考えられ、町単独の助成についてはこれまで検討段階でありました。しかしながら、冒頭に述べましたエネルギーに関する状況などから、平成24年度策定予定の新たな玖珠町環境基本計画において環境施策の重要課題の一つとして位置づけ、国・県の助成制度を調査し、計画的に太陽光発電の普及に取り組んでいきたいと考えております」というふうに答弁されておりました。

しかしながら、前回3月議会で松本議員が行いました一般質問で、同様の太陽光発電システム助成制度の質問をされております。

その中で、松本議員が言われたことは、最後の部分ではありますが、これは議事録であります。「一般家庭の中での地産地消の中での太陽光、風力発電も結構であります。水力発電は日出生のほうでもう着々と進んでおるわけでありましてけれども、そういった再生可能エネルギーに対して推進等への取り組み等の考えを町長にお聞きしたいと思います」と質問しております。

これが町長の答弁であります、「結論から申し上げますと、そういう補助金とか奨励金とかを出す予定はございません。理由を申し上げますと、太陽光発電をつけた場合、その買い取り価格が全利用者に価格が転嫁されるわけです。そして、太陽光をつける方は、補助金が出ても、少なくとも何十%、100万から200万、ちょっとわかりませんが、自費で出さなければいけない。そして、出せない高齢者の方もある。今、玖珠町、65歳以上の単独世帯の人は758世帯あります。これは平成22年度です、国勢調査のあれです。住基ベース、ちょっとはつきりわからんところあります。今、はっきりわかった、非常に信頼できるデータが平成22年の国調なんですけれども、65歳以上の単独世帯は758世帯。852世帯が2人高齢者夫婦、多分そこは年金とか農家をされている方は非常に厳しい状況の中で、多分、できればソーラーをつけたいと思うんです。でもその100万、200万というのがなかなか出せないケースがあるんじゃないか。そうすると、公平性がない。つけたところで自分のところの電気は自分のところで買ってもらえますけれども、売電した値段は自分の収入に入って電気料が安くなるんですけれども、その42円なり38円の価格はどこかに転嫁しなきゃいけない。それは、結局住民に転嫁する。そうすると、公平性がないということで、ほかの市町村がやっても、少なくとも玖珠町ではそういう方向はない。もし、やるんだったら、個人でやっていただいて、個人でやっても、結局それ上がった分は電気料で負担するということですから、このシステムに対して私は非常に疑問を感じていると。玖珠町においては補助を出すということは考えておりません。そういうことでございます」ということで、松本議員の答弁の町長の議事録になっております。

町長は、国が言った買い取り制度は、間違っているとまで言いませんが、そういう方向の考えだというふうに思っておりますことと、電気料金システムが悪いというふうに言われております。ですが、国は地球温暖化対策として化石燃料から原子力発電へと移行してきましたが、東日本大震災の福島原発事故から自然エネルギーへの道筋へ進もうとしております。

その流れで、全国では、耕作放棄地や企業を誘致するはずの工業団地などにメガソーラーなどの設置を進めております。一昨年ですが、総務常任委員会で新潟で研修しましたが、広い工業団地の真ん中にメガソーラーを設置しております。それは、工業団地が環境に優しいということで設置をしております。

大分県でもメガソーラーの企業誘致をしておりますし、また、県内で昨年度までに太陽光の助成制度を導入した市町村は7市町、今年度には、新聞に掲載されていましたが、臼杵市も上限を20万として助成制度を始めております。別府市においては、地場産業の育成として、5万5,000円券を5万円で販売し、対象を家の建築や太陽光の設置に使われるとしております。玖珠町議会も、自然エネルギーの可能性について、県の方や企業の方を講師として学習会を行ってきました。メガソーラーについては一般質問もされております。学習会の中で、日出生の小水力発電の可能性もお聞きしました。成功すれば素晴らしいと考えております。

そこで、1つ目の質問として町長にお聞きしますが、全国、県内多くの自治体が自然エネルギーに対する助成制度を実施していますが、どのように考えているのか。玖珠町議会も太陽光、バイオマス、

小水力発電などの自然エネルギーに関心を持ち、学習し、推し進めようとしています、どのように考えているのかをお聞きしたいと思います。

2つ目として、松本議員の質問の中で、料金を結局住民の中に転嫁するから助成等はないんだと言われ、議会終了として、10日後の3月28日は、これは新聞に載っていましたが、玖珠町にメガソーラー、地元と協定調印と新聞に載ってありました。5月の町報にもちゃんと載っております。

これは、会社、地元、玖珠町、3者の協定調印だというように思います。メガソーラーで会社が得る利益は電気料に転嫁されないのか。高齢者や単独世帯の電気料金には転嫁されないのかを町長のほうにちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） お答えさせていただきたいと思います。

基本的にはその自然エネルギーの再利用とか、そういうのも非常に環境問題からやるべきだと思います。ただ、誤解をちょっとしていただきたくないんですけども、価格転嫁を個人にするという、それですけども、その問題より、先ほど中川議員もおっしゃられましたけれども、松本議員のご質問に答えたときに、世帯数が何世帯、単独世帯ですね、やっぱり4分の1は高齢者世帯なんです。

そして、大体1家庭でつくれるソーラー、4キロワットから5キロワット。1キロワット約40万円ぐらい施設費にかかるわけなんです。そして、仮に5キロワットとすると200万の設備投資がかかる。その200万の設備投資のうち、国が1キロワット当たり2万円の助成をしていますから、約5キロワットといたら二五、10万、190万の自己負担がある。190万円の自己負担をする場合、65歳以上の単独世帯、家族世帯の方、190万円を負担できるかと、そこなんです。負担できる人は、正直申しまして若い世代の人で、それで、かつその190万円を出せる人。そこに対して、190万出せない、ちなみに、じゃ10万、町が補助して180万出す、その180万出すのも多分高齢者の方は厳しいんじゃないか。そういう意味において、私は他の市町村がやっても公平性に欠けるということで、この町の補助は考えていません。

そして、この民間のやることについては、それは売電、相当民間にかかります。民間がやるものについては、それは国の政策の中でいろいろありますから、それについては、それは売電価格やっても、それはしょうがない部分はあります。だから、そういう意味につきまして、価格転嫁するということより、私は基本的に、一番ここに、町で助成しないというのは、やはりその190万円なりのお金が出せない家庭があるんじゃないか、そこが問題で、私は今回について、松本議員のことについてもそういうふうに申し上げて、今の時点では考えは変わることはないということで考えておりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○議 長（高田修治君） 5番中川英則君。

○5 番（中川英則君） 1つ町長、忘れておと思うんですが、メガソーラーの部分で三者協定をしておりますですね、その部分について、企業であろうとも町が押したということは、推進ということにならんですか。ちょっとその辺、自席でいいですから教えてください。

○議長（高田修治君） 自席でどうぞ。

○町長（朝倉浩平君） 基本的には個人のものじゃなくて、企業が進出してくる分については、何も、むしろクリーンエネルギーということで風車もありますから、そういうのを含めて、これは問題ないんじゃないかというふうに考えております。

三者協定のちょっと内容は忘れましたけれども、その三者協定は、積極的に何とかということは書いていないと思うんですね。もうお互い、まさに問題が起こったときどうするかと、甲の責任、乙の責任と、そういうことですね。基本的には民間企業が来る場合については、やはり地元の人との契約の中では、それについては異存ないということで、やはり個人の方が建てるときの問題は、その百何十万なりの個人負担のところが出せる人と出せない人が出てくるんじゃないか、そしてその高齢者の方は、多分お金のある方は別と思いますが、やっぱり経済的にどのくらいで償却するかとか考えれば、これは10年か20年か私はちょっとわかりませんが、そういうのを考えれば出す必要ないということと考えております。

○議長（高田修治君） 5番中川英則君。

○5番（中川英則君） 町長の考え方はよくわかりました。

ちょっと3つ目の質問をさせていただきたいと思いますが、今までの町長の発言では、私たちも学習をしたんですが、日出生の小水力発電には町の予算は補助されていないと思うんですが、ちょっと確認をしたいと思います。これは、土地改良の部分ですかね。多分担当課は農林業振興課だと思うんですが、今までこの日出生の小水力に対して助成されているか、されていないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 日出生の小水力発電の件に対する町の補助ということでございます。

日出生の小水力発電につきましては、事業主体が現在県であります。地域用水環境整備事業という事業で、国が50%、県が25%、地元が25%という負担割合になっております。現在、この事業の取り組みが23年度から本年度、ソフト事業として事前調査等の基本計画に当たる事業となっております、この間、23年度につきましては、事業費が800万に対して25%の200万、さらに24年度につきましては430万に対して107万5,000円と、本年度、25年度につきましては770万の事業に対しまして192万5,000円、合計2,000万の事業に対して500万の町の補助を出しております。

しかし、26年度以降、本体事業になったときには、改良区が今後維持管理をしていくということでありますので、改良区のほうが事業負担をしていくということで確認ができております。

○議長（高田修治君） 5番中川英則君。

○5番（中川英則君） もう一つちょっと確認をしたいんですが、この小水力発電は、多分売電をするというふうに思いますが、ちょっとそれを確認したい。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 売電はいたします。

○議 長（高田修治君） 5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） 町長、若干今まで私が思うのは、23年、24年、町がお金を出しております。

そして、25年度の予算の中でやはり予算を上げているわけですね。予算を上げているわけです。町長も議員に対して、その予算の説明をしているわけです。その中で、一般質問をした中で、この松本議員が質問した中で、補助金とか奨励金とか出す予定はありませんというふうにはっきり言われているわけですね。23年、24年を出し、25年も出し、その予算を計上している中で、そういう事業に対しては町としては補助金や奨励金を出しませんと言っているわけです。

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） ちょっと待ってください。

はい、朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） その分につきましては、私は基本的には個人の家屋の、いわゆるソーラーについては、補助金と、奨励金と言っていることでございまして、全体的なそういう小水力の場合は、土地改良区の管轄ですね。土地改良区が今水路を管轄していますけれども、水路は、町は下水を完備していませんから、生活排水を流している。そこに、やはり生活排水の水路を守るということは、将来の住民のために、やはりいい環境を残すためには、やはりその水路を維持するには、やはり町も補助しなきゃいけない。そういう意味の補助だったらいいと思いますけれども、私がその助成金を出さないと言ったのは、全てじゃなくて、この個人の家の屋根にソーラーをつけることについては、助成金、補助金を出しませんと、そういうふうに解釈していただいたらと思います。

○議 長（高田修治君） 5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） いやいや、ちゃんと松本議員の日出生の小水力も最後に答えていますよね。

ちょっと議事録持っていると思いますが、「水力発電は日出生のほうでもう着々と進んでおるわけがありますけれども、そういった再生可能エネルギーに対して推進等の取り組み等の考え方を町長にお聞きしたい」と言っているわけです。ちゃんと文章に入っているじゃないですか。そして「結論から申し上げますと、そういう補助金とか奨励金とかを出す予定はございません」と言っているわけです。ちゃんと主語があるじゃないですか、その上の文章の中に。

○議 長（高田修治君） 朝倉町長。

○町 長（朝倉浩平君） そのとき、基本的には私は、個人のいわゆる屋根のソーラー、それについては補助金、助成金という認識で話したつもりなんです。その文がそういうふうに解釈されても、私は基本的には個人の家に個人が建てる、非常にお金がかかる。できる人とできない人がいる。そしてその今僕が訂正できるんだったら、その小水力の分につきましては、やはり将来の土地改良区がやっている事業というのは、水路管理において、それは町がやるべきところが多分土地改良区に行っただけなんですけれども、そこを少しでもそういうのを改善するために、お金がそういうところで売電して残れば、それはそれで私はいいと思っています。

その言葉尻で、もし仮に間違っておったら、この場で訂正できるかどうか分かりませんが、基本的には私のこの補助金については、個人の家に付けるソーラーについてということで解釈していただけたらと思います。

○議長（高田修治君） 5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） 議事録というのは何のためにあるかということです。ちゃんと一人一人の発言に対して、今日もそうですが、清藤議員の昨日の分について訂正をしているじゃないですか。議事録に載らないように訂正しているわけですよ。ちゃんと相手の質問に対して答えを出しているのがこの議事録です。

そして今、私はそういうような考えはありません、なら、そのときの議会の中で訂正をしていけばいいわけです。されていないから、こういう形で議事録として残っているから、私がおかしいですよ、町長、今まで言ったことと違いますよということを言っているわけです。それを今訂正できれば、議事録はさかのぼって多分できないと思います。こういう何か答弁に対する矛盾、私は今感じているわけです。

ちょっと訂正をできるのかできないのかという、さかのぼってできるのかできないのかというのは、私自身もよくわかりませんが、非常にこれ今までの答弁と違うから、私は今問題があるというふうに思っていますよ。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 議事録の訂正を、私は昨日、大谷議員のことで訂正させていただいたということは、やはりそれは重みがあると思います。ただ、この考え方は、議事録に載ったからそれが全てじゃないという、これは今後政策の時期によって変更することはあり得ると思いますし、ただ、私はそのときに言った趣旨が、何度も申し上げますけれども、個人のそういうものに補助金を出さないと、そういう趣旨で言ったのが、まずこういうふうに載ったことについては、私の説明がちょっと不足していたと思いますけれども、基本的には補助金とかいろいろ、農業とか出しています。それは食料、医療の部分ですね。補助金にも出すところと出さないところがありますから、少なくとも私の真意のところは、このソーラーについて、松本議員のところですね、個人の家屋につけるソーラーについての補助金とか助成金を出さないと、そういうふうには私は答えたつもりなんです。それが、そういうふうに解釈されたんだったら、そういうふうに解釈されたところは、私の真意が伝わらなかったということとご理解していただけたらと思います。

○議長（高田修治君） 5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） 真意というのを、自分の思いというのをちゃんと言葉の中できちっとあらわしているわけですね。ですから私があえて一般質問しているわけです。私の真意が伝わらなかった。町長のほうは、町長は町民から、玖珠町予算は年80億から100億ありますけれども、その分について執行するものを町民から委ねられていると思います。私たちは、その執行に対してチェックをしなさいという部分で、そのまた同じ町民から委ねられているわけですね。それをこの議場の中でやはり

チェックをしておるわけですよ。

それに対して、私の真意が届かなかったとかいうような形で、この議場の中を形骸化しちやいかんと思います。きちっと相手も文章によって、言葉によって言っているわけです。それに対して、私は一切そんなことはありません、そういう意見は出しませんと言いながらも、実際はもう23年、24年で、25年の当初予算をしているときですよ。しているときの中の、上がっている中の説明の中で一般質問をしているわけですから、それに対して私の真意が届いていないということで終わらせてもらったら、私はこれから議会というのはどんなふうに質問すればいいのかというのがあります。

やっぱりもうちょっときちとした形の中で真摯の中でやっていってもらわないと、この議会ってさかのぼるわけにはいかんわけですから、その議会、その議会が終わっていくわけですから、ぜひそういうことでお願いしたいと思います。

この議論を続けても時間がなくなりますので、3つ目にいきたいと思います。

第2次の玖珠町環境基本計画の自然エネルギー等の利用促進という部分であります。先般、第2次の環境基本計画、立派なものをいただきました。この中で、やはり2番と関係あるんですが、自然エネルギーのことをどのように書いているかという部分を読ませていただきました。

その中で、「資源が循環する玖珠町を目指そう」の現状と課題というのがありまして、その中に、玖珠町には、太陽光や風力などの豊富な自然エネルギーがあり、家畜排せつ物や木材などのバイオマス資源も数多くありますが、これらのエネルギー資源の活用が進んでいない状況にありますというふうに書かれています。

その67ページの2)の自然エネルギー等の利用促進の中で、行政の取り組みとしてというのがあります。公共施設に太陽光発電機や風力発電機などを率先して設置することで、町民へのPRを行い、全町を挙げて省エネルギー化に努めますというようなことが書いています。これも言い方になるかと思いますが、この中で私の質問のときに「計画的に太陽光発電の普及に取り組んでいきたいと考えております」というふうに言っているんですが、今まで、町長の答弁でよくわかるんですが、それがやはりPRという形になっているんですね。

ちょっと私は町長の考え方がわからないんですが、環境防災課長にお聞きしたいんですが、第1回目のときは、国は、環境基本計画をつくるときには補助金がありますと、今はあるかないかわかりませんが、この環境基本計画や地球温暖化計画をなぜつくれと言うのか、ちょっとそれをお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 第1次玖珠町地球温暖化対策実行計画についてお答えをいたしたいと思います。

第1次玖珠町地球温暖化対策計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づき、玖珠町に策定が義務づけられております。温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画といたしまして、玖珠町の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき、温室効果ガス排出量の

削減目標の実現に向けてさまざまな取り組みを行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的としております。

基準年度を21年度としておりまして、計画期間を平成23年から平成27年度までの5年間としております。目標年度については平成27年度としており、また削減目標を、21年度を基準年として、計画の最終年度である平成27年度の二酸化炭素排出量を5%削減することを目的としてしております。

以上です。

○議長（高田修治君） 5番中川英則君。

○5番（中川英則君） 町長、この玖珠町地域エネルギービジョンというのを見たことがありますか。玖珠町地域エネルギービジョンって、これは穴本課長が企画係長のときにつくったと思うんですが、このエネルギービジョンによって、これはNEDOだったと思うんですね。NEDOの関係でつくったわけですが、これをつくることによって、鏡山の風車はただ企業が来たわけじゃありません。鏡山の風車をつくるに当たって、このエネルギービジョンをつくって、そして玖珠町の中であそこが一番風向がいいんだということで調査をし、つくり上げた。それで、企業も来たわけですね。

その中に、ビジョンに書かれている基本方針として、環境に優しいエネルギーによる玖珠の魅力創造というのがあるんですね。玖珠の恵み、水と太陽のエネルギーを生かしてという部分が書かれております。私は国の方針、先般これもテレビの中であつたんですが、アフリカの一番下のほう、国はわかりませんが、やはり水位が、海面が上がることによって、住むところがだんだん浸食されて、なくなっているという部分を見ました。

私は、国が京都議定書やらをなぜつくるか。私は、国の方針とか、私たちが今までこの環境基本計画や新エネルギービジョンをつくって、そして今まで進めた玖珠町の方針というのは、私はふさわしいというように思っています。どうも朝倉町長になってから、私の一連の質問やほかの方の質問等を考えているときには、環境に対する町長のまちづくりというのが全然見えてこない。その辺が、環境に対する先輩ですが「中川君、童話の里というのは、玖珠町は環境をよくしなければだめなんだよ」というふうによく言われて、「それがまちづくりだよ」と言われるんですが、その環境に対するまちづくりをちょっとお聞かせ願いたいと思うんです。もう自席でお願いします。時間がないので。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 環境に対するまちづくりというのは、私は積極的にやっているつもりでございます。そしてこの間、ECOライフセンターですか、これは長尾先生が、もう20年前から玖珠川の水が汚染している。私はその場ですぐ見学に行きました、工場にですね。そして非常に今厳しい、それこそ労働環境というか仕事の環境の悪いところでやっておりますので、これはもう非常にいいと。

それとあと、そういう油を利用して、石けんだけじゃなくして、再生エネルギーのバイオディーゼルですか、BDF、そういうものをつくらせていきます。

私自身は、環境に対しては、非常に将来の玖珠の住民に何を残すか、この自然とか、いい環境を残していくのは、全く人材育成といっしょに非常に重要な項目として考えています。その1つが、これ

はやったかやらないというそういう問題じゃないと思いますけれども、バイオディーゼルのＥＣＯセンターですね。そして、私は本当に環境全体を保持することは、中川議員も皆さんも環境、ここに書いております今年度の第２次環境計画、私、これ挨拶もさせていただきました、これについては、やはり今後玖珠の将来のために残すやつ、環境、文化、伝統、こういうのは残すと私も政策の中に上げていますから、私の考えは多分中川議員と同じじゃないかと、そういうふうに思っております。

○議長（高田修治君） ５番中川英則君。

○５番（中川英則君） ぜひ小幡副町長も一緒に、過去はやってきました。環境におりましてやってきましたし、この長尾先生の石けんづくりも、私たちが環境係におるときに、そういうブームをつくりましたし、ＥＣＯセンターをつくってありがたいというふうに思っています。

多分防衛予算でつくったと思いますが、防衛もやはりこういう形になってきたのは、少なかれやはり環境という部分を非常に注視している、重要に思っているというふうに考えておりますので、ぜひ環境施策、要するにこの自然の中でどう玖珠町を発展させるかという部分も考えていただければというふうに思っております。

もう時間ありませんので、最後の質問にさせていただきます。

子宮頸がんワクチン接種についてであります。

この議会でも、何回か子宮頸がんワクチン接種の推進を言われておりました。先般、子宮頸がんワクチン接種によって副作用が起きた子供のテレビの報道がされておりました。それを見ました。接種したことにより、元気な子供が次の日にけいれんが起き、お医者に行っても処置の方法がわからない、報道でありました。厚労省のほうも委員会を開いて検討したようですが、結論は出ておりません。

私は、この予防ワクチンを打てば子宮頸がんにかかる率が下がるということで、大いに推進することがよいというふうに思っておりました。この報道を見て、私もちょっとインターネットで子宮頸がんワクチン接種を調べました。子宮頸がんワクチン接種と入れたら、子宮頸がんワクチン接種、重い副作用ですぐ出てきました。その内容をちょっと読みますと、平成21年12月のワクチン販売から今年3月まで、医療機関や製薬会社から計1,968件の副反応の報告があったと発表。重篤な症状の発生頻度は接種100万回当たり約12.3件。インフルエンザワクチン0.9件、不活化ポリオワクチン2.1件というふうに出てきました。かなり率的には高いというふうになっております。

この接種については、昨年までは任意でありましたけれども、今年度から定期接種というふうになったようであります。この子宮頸がんになるのは自己責任の部分も大きいようであります。子供の予防接種に当たって、このリスクの問題をどのように説明しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 中川議員のご質問にお答えします。

子宮頸がんワクチンにつきましては、先ほど申されたとおり、本年度から定期接種、市町村の責任で行う定期接種となりました。昨年までは任意接種ということで、町からの補助金で運用していたと

いうことでございます。

年間に日本で8,500人が感染し、そのうちの3割が死亡するという報告がなされておりまして、早い段階からワクチン接種をすることが進められております。また、がんの原因であります性交渉によるウイルスの感染ということでございますので、10代の早い時期からのワクチン接種が進められているという状況でございます。

この件につきましては、10代の前半でございますので、小学校6年生、それから高校1年生を対象に予防接種のご案内を申し上げておるところでございますけれども、保護者の方、それから本人の方に、ただいま申されたとおり若干の副反応というものがあるということのご理解、それから予防という観点、この2点をご理解いただいてご案内をしているというところでございます。

○議長（高田修治君） 5番中川英則君。

○5番（中川英則君） こういうことを言ったら失礼かもしれませんが、子供のときにこういう障害が起きたら、もう家族というものは一生大変な思いになろうと思います。どん底の世界に入るんじゃないかというように思っております。ぜひ、こういうリスク部分をちゃんと提起しながら、接種のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

この予防接種に当たって、保健師の仕事がどこまで範囲があるのかという部分を調べました。これもインターネットで検索したんですが、厚生労働省健康局長のほうから出ています地域における保健師の保健活動というのがありました。それをちょっと焼いて、見たんですが、保健師の役割というのは非常に高くなっております。今回、健康づくりから愛育健康づくり推進協議会に変わっているように、地域や自殺予防なども多岐にわたって役割が起きておるわけであります。

先般、保険年金係長から国保運営協議会の説明を受けました。国保基金の枯渇が言われています。決算の中でも言われていたと思うんですが、そこで、玖珠町の扶助費の動向を調べてみました。平成12年度には5億の扶助費が平成23年度には10億というように倍になっております。健康局長の文章や扶助費の動向を見ると、本当に保健師の数は人口に対して満たしているのかという部分も疑問が残りましたし、この文章の中にちょっと書いていたのが、保健師の人件費については交付税に算入されているから、そういうのを強く言いなさいという部分も書かれておりました。

私もこの部分については、たまたま今回の部分で調べたわけでありまして、深くしておりません。ちょっとこれから深く勉強したいと思いますが、この……

○議長（高田修治君） あと2分です。

○5番（中川英則君） この玖珠町の広さや人口を考えたときに、本当に保健師の数は足りているのかという部分がちょっとわかればお聞きしたいし、わからなければ、私もこれから勉強しながら質問をさせていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（高田修治君） 最後の答弁になると思います。

江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） お時間がないようでございます。

ただいま中川議員が申し上げたとおり、保健師の仕事は多岐にわたっております。最近におきましては子育て支援、介護予防、それから虐待の危機管理、自殺対策、非常に困難性、複雑性から、本来保健師としての事業評価、見直し等がおろそかになる状況であります。

国では、今ソーシャルキャピタルといいまして、住民を巻き込んだ健康づくりの取り組みを進めておりまして、そのキーパーソンとなる保健師の仕事が大切だということで言われております。現場といたしましては、人的に拡充が必要であろうというふうに思っております。

それから、先ほど中川議員ご質問の子宮頸がんワクチンの予防接種の関係でございます。

国においては、本日夕方から調査会をやりまして、この副反応についての審議が行われるという情報が入っております。その結果を踏まえて、医療機関等に連絡をするという体制を今とっておりますので、ご報告をしておきます。

○議長（高田修治君） 5 番中川英則君。

○5 番（中川英則君） ありがとうございます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高田修治君） 5 番中川英則議員の質問を終わります。

次の質問者は、9 番秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 議席番号 9 番の秦 時雄でございます。

今回の質問、通告の要旨につきまして、まず障害者福祉と水道行政について質問をさせていただきたいと思います。

まず初めに、障害者福祉、これは玖珠町の障害者計画というのが平成24年に出されまして、26年、3年間の計画が出されております。この障害者福祉についてお尋ねをしたいと思います。

この障害者福祉計画につきましては、その基本となるのが障害者基本法というのがありますけれども、この障害者の自立及び社会参加の支援等のために、施策を総合的に、そして計画的に推進して、障害者福祉を増進することを目的として制定されております。いわば、この障害者基本法というのは、障害者の関連の法体系の中心に位置づけられているという、こういった法律でありますけれども、この法律に基づきまして、国、都道府県、そして市町村における障害者の状況を踏まえまして、基本的な障害者の計画である本町におけます玖珠町障害者計画を策定しておるということでございます。

その計画書の中に、在宅福祉サービス、そして施設利用サービスなど、障害者等やその家族の地域における生活を支援し、そして障害者等の自立と社会参加、健やかに暮らせる地域づくりを進めるために、地域支援事業、地域生活支援事業の充実を図ると、こういうふうに基本法の中にもあります。

その内容につきましては、福祉向けの町営住宅への入居、または障害者が地域で自立した生活が送れるように、グループホームやケアホームの整備を社会福祉法人らに働きかけていきます、これがこの玖珠町の障害者福祉計画の中に、そういうふうに計画書の中に記述されておるわけでございます。

この障害者基本法というのが平成23年7月に一部が改正されました。そしてその年の8月に公布されておりますけれども、今回の改正は障害者の定義に発達障害も含まれたということ、また国、自

治体はもちろん、事業者等に障害者の社会参加への配慮を求めることが強く打ち出されております。今までの障害者基本法の旧法と新法の違いというのが、より具体化された記述がされておると、そういうことでございます。

まず、質問の1の住宅の確保についてであります。

この住宅の確保につきましては、障害者にとりましては生活の基本となる生活を営む場所、これが住居の問題でございます。障害者やその家族にとって一番の不安というのは、現在の生活をこのままずっと続けられていくのか、将来に対する不安を持っておられる方が多くいらっしゃいます。

そこで、今回の法改正では、障害者基本法の第3条の地域社会における共生等に、障害を持つ方の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提として、その取り組みとして、生活の場を選択できる機会の確保、他の人々と共生することを妨げられないことを規定しております。

そして、この障害者基本法の20条というのは、中に住宅の確保というのがあるわけでありまして。それに基づいて、玖珠町の障害者基本計画というのが策定されているということでございますけれども、この障害者基本法の中にある住宅の確保について、「国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。」と、このようにしているわけでございます。

そこで、1番目の質問の障害者住宅の確保についてでございます。

これらを踏まえまして、町のこれからのこういった障害者、身体、知的、それと精神、それと今回の障害者自立支援法が総合支援法になった。その中で130の障害、難病も対象になったということですね。今の中川議員が言われたように、保健師の、非常にこれからその部署というのは大変な状況になってくるとは予想されておりますけれども、この障害者住宅の確保についての町の方針ということをお聞きしたいと思っております。

次に、グループホームとか福祉向けの町営住宅もありますけれども、これからの方針というのをお聞かせしていただきたいと思っております。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 秦議員にお答えをいたします。

住宅の確保という視点でございます。これは、大きく2つあるかと思っておりますけれども、先ほどの障害者基本法20条の中に、障害者のための住宅の確保及び住宅の整備という2本立てだろうというふうに考えておりますが、玖珠町におきましては、これまで自宅で生活していく上で、障害者が生活しづらい点を改修するいわゆる住宅改修という形を中心に政策を進めてまいりました。

在宅重度障害者住宅改修助成事業、この事業によりまして、本人さんの状況に応じて室内の段差の解消、あるいは手すりの設置、浴槽の改修等々の支援をしてきておるところでございます。

また、高齢になって障害が出たというケースもございます。これにつきましては、同じく高齢者の

住宅改造助成事業、同じ事業です。また、介護保険制度の中で住宅改修が行われておりまして、ともになれ親しんだ我が家で暮らしていくための施策として取り組んでおるという状況でございます。今後の方針につきましても、自宅の改修を基本に支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 今までの町の取り組み、そういう形でやってもらいたいというふうに思いますが、すけれども、この障害者計画の記述の中にもグループホーム、ケアホームの設置について、例えば玖珠町障害者計画の中の健やかな暮らしづくり、そして在宅福祉施設利用サービスにグループホーム、ケアホーム整備の働きかけという、こういうことをもう書かれておりますけれども、その玖珠町の障害者計画が作成されまして、去年作成されて発表された、23年度か、24年度かですね。そのグループホーム、ケアホームの設置についての考え方、その後の経過というか方針ですね、そこら辺をお聞きたいです。

ちゃんと障害者計画の中に、きちっとこれからはそういったグループホームやケアホーム設置について対応していく必要があるということになっております。その中で、いよいよこの障害者計画が昨年から発表されて、3年間、この計画に沿って、いろんな形で障害者に対してのいろんな事業が推し進められてくると思うんですけれども、その中でグループホーム、ケアホームの設置について、町のこれからの計画というのはどういうふうな計画、お考えがあるのか、ぜひともお聞かせをしていただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） グループホーム、ケアホームについての町の今後の考え方ということでございます。

グループホーム、ケアホームにつきましては、ただいま議員さんがおっしゃられたとおり、玖珠町内にはございません。また、郡内にも今ない状態でございます。県下を見ますと、市を中心に93の施設がございまして、福祉制度に乗ったサービスを受けていると。今現在、玖珠町の出身で町外の施設に10人がグループホームに入って生活されている、あるいはそこから仕事に行っているというような状況がございます。

そういった中で、今後ですけれども、先ほど申しましたとおり計画書にも記述もされておりますが、町として直営でグループホームを運営していくというのは難しいというふうに思っておりますので、現在町内にございます社会福祉法人等の施設長さんあたりにお話を申し上げて、ぜひこういう取り組みをとるということを昨年からお話をさせてもらっています。私も、この4月からこの職場におりますけれども、4月早々に、そういうお話もある施設の施設長さんにもお話をし、そういうお話も耳にしておるといようなことも施設長さんのほうからも意見をいただいております。

今後は、当然町内、郡内に1つ、2つあって当然のノーマライゼーションの社会の中では、必要だろうというふうに思っております。特に高齢者の認知症の方々のグループホーム等もございますので、

そういった医療法人も含めた、あるいはNPO法人を含めた組織の方々にも働きかけをぜひしていきたいというふうに思っております。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 先ほど課長からも言われたように、玖珠地域におきましてグループホーム、ケアホームがないのは玖珠だけであります。それで、何とか両町でやっぱり介護保険とかそういう形で一緒にやれておりますので、そういう観点からしたら、やっぱり九重町にもお話をさせていただいて、両町でどこかにそういったグループホーム、ケアホームをつくっていただくように。そして、先ほど言われたように社会福祉法人に今問い合わせをしていると言われましたけれども、ぜひとも積極的にこれの受け皿になっていただくそういった法人も見つけていただいて、ぜひともこのグループホーム、ケアホームの設置をやっていただきたいと思います。

3番目に、福祉向けの町営住宅の優先入居についての取り組みであります。

これも当然、障害者基本法の中にありますし、具体的にこの玖珠町の障害者計画の中に、この福祉向けの町営住宅の優先入居についての取り組みということが記述をされております。その計画によりますと、障害者がよりよい環境で安定した生活を送れるように、福祉向け町営住宅今村シルバーハウジングに優先して入居できる仕組みづくりに取り組みますと、こういうふうに記述してあります。

その後、1年経ちました。高齢者向けの今村住宅にしても、非常に1階をそういう福祉向けの住宅にされているとお聞きしますけれども、1年経過をいたしましたけれども、この具体的な取り組みが行われているのか。実際今そういった福祉向けの高齢者用のそういう住宅に入居されている方もいますけれども、この住宅は、最終的にはそういった住宅がシルバーハウジングみたいな、あるいは高齢者向けの住宅というのは今村住宅ぐらいしかないわけですね。

だから、それをもっと飛躍して、今後やっぱりこういう住宅をつくっていかなければならない、これは当然これから高齢者施策の中に組み入れて、きちっと計画的に、やっぱり私は町営住宅の中にそういった高齢者向けの住宅をつくっていかなければならないということは必要であると思っておりますけれども、まずその具体的な取り組み、入る方が限られるというか、戸数が決まっておる、そこら辺をどういうふうにクリアするかということでもありますので、1年が経過した中で、その高齢者向けの住宅のこれは優先入居についての取り組み、これは、優先入居はもちろんこの住宅の建設とか、そういうことも観点から含めまして、具体的な取り組みが行われているのでしょうかということですね。それについて伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 福祉向け町営住宅の優先入居に関してでございますけれども、私ども福祉の窓口といたしまして、障害を持った方がハンディがあるので一般住宅では生活ができない。そういう意味で町営住宅をというご希望があった場合につきましては、住宅担当課のほうにその情報をつなげて、バトンタッチをしておるという状況でございます。日々の窓口業務の中では、実際にそういうハンディを持って、町営住宅にぜひというお話はまれでございます。仮にあった場合につきま

しては、住宅担当課のほうにご相談をしているという状況でございます。

○議長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） この障害者向け、福祉向けの町営住宅の優先入居、そういった障害を持っている方に対しての優先的な入居については、高齢者と同じように今までされていたんでしょうか、障害者に対してですね。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 町営住宅の優先入居についての取り組みについて、お答えさせていただきます。

町営住宅は19団地の292戸あります。その中に高齢者、障害者向けの住宅は、先ほど町議さんが言われましたようにエコタウン今村のシルバーハウジング13戸であります。また、現在改修しております田中団地につきましては、16戸のうち4戸を高齢者向け住宅として改修をいたしております。

優先入居につきましては、玖珠町営住宅の設置及び管理に関する条例第9条3項に、第5条に規定する理由に係る者、20歳未満の子を扶養している寡婦、老人または身体障害者で規則で定める要件を備えているもの、規則で定める基準の収入を有する低額所得者その他特別の事情があると認める者で速やかに町営住宅に入居することを必要と認める者については、優先的に先行して入居させることができます。

また、玖珠町営住宅等管理規程の第9条1項に、「優先入居枠は、入居順位を上位（2番以内）とすることができる。」となっております、3月と9月の抽せん会においては、1番と2番のくじを優先して抽せんを行っております。

福祉保健課とは互いに連携をとっておりますが、常に満室の状況のため、急な対応は厳しい状況であります。

以上であります。

○議長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） それでは、今障害を持っている方で町営住宅に入居されている方は何人ぐらいおられるのか、そこをお聞きしたいですね。何人ぐらい。世帯ですね。何戸あるんでしょうかね。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 障害者が何人入っているかということは、今資料が手元ないのでわかりませんが、今村の13戸は全部満杯でありますので、13戸の方はいると思います。

以上であります。

○議長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） それで、今、課長からお話があったように満杯で非常に需要が多いと。多いと、私、これからふえると思いますので、例えば、今まで私も一般質問の中で、高齢者住宅、そしてそれが必要であるということをこの一般質問の中で言っていましたけれども、この障害者の入居に関しても、これからその取り組みが行われていくにしても、住宅、それ自体が不足しているという

ことでございますので、今後そういった高齢者向けの住宅にしても、障害者向けの住宅にしましても、ぜひともやっぱりこれからこの計画の中で具体化をして、要するに住宅の建設の具体化をしていただきたいと、私は強くお願いしているんですけども、そこら辺のことを町長にそのお考えというか必要性、今までの課長の皆さんがおっしゃられたようにいっぱいであるし、私から見れば不足であるし、建てればまた需要もたくさんあると私は思っておりますので、これからそういう観点から障害者、また高齢者の福祉向けの住宅の設置について、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

先ほど田中団地のことで返答が課長のほうからありましたけれども、その下の1階部分が高齢者専用ということにして、今、私、いつもあらゆる席の資料で使っているんですけども、高齢化率が32%なんですけれども、実際70以上の女性の方なんか昭和40年に比べると4倍ぐらいふえて、今ちょっと正確な数は覚えていませんが、2,600人とか、非常に70歳以上の高齢者が多いということになっています。

その中において、まず田中団地をグリーンビュータナカといいます、その1階部分を高齢者専用にしています。そして、その中に順次、次は御幸団地が1つの構想にもう今度は入ってしまして、その中において今の人口構成を考えながら、そういう高齢者、障害者とか、そういうところの住宅を考えていかなきゃいけないと。

ただ、これは人間いづれ、今70歳以上の方が多くなっても、じゃ30年後のところを意識して住宅をどういうふうに建てるかと意識しながら、高齢者及び障害者の住宅を建てていかなきゃいけないというふうに考えています。ただ、目先で言えることは、田中団地のところに御幸団地の方に入っていたいて、そして御幸団地のところにどういふものを建てるか、もう建てる計画に入っています。その後どういふふうにしていくか。ただ、20年、30年は視野に入れた住宅の建設も考えなきゃいけないというふうに考えています。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 今、町長から答弁がありましたけれども、現在、御幸団地についても、できますれば高齢者、また障害者用の住宅の計画でやっぱり取り組む必要があると私は思っております。本年度から御幸団地も建て替えの計画に入っておりますので、早急にその中身をどうするかということをお示しいただきたいと思っております。

続きまして、4番目の就労支援につきまして、雇用促進と事業者への啓発ということでございます。玖珠町障害者計画の作成に当たって、町が行いましたアンケート調査におきまして、障害者で仕事をしている人が37%であります。現在仕事をしていない96人の就労意向を見ますと、45.8%の人が働きたいと、このように答えられておられます。

平成23年の障害者基本法の改正においても、その第18条、職業相談等に、障害者の多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業指導、職業訓練及

び職業紹介の実施その他の必要な施策を講じなければならないこと、さらにその施策に関する調査及び研究を促進しなければならない、こういうふうに障害者基本法の18条の中にあります。これも、旧法等はもっと具体的に記述されていると思っております。

それで、この就労支援につきましても、先ほどの玖珠町の障害者計画の中にも、この就労支援についてきちっと記述をされておりますけれども、現在、その就労支援についてどのような取り組みが行われているのか。それともう一つは、現在までそういった町があっせんして取り組んだその結果、めでたく働くことができた、就業、就労支援をして、実際にそういった事業所、企業に入られて今働いておられると、そういう方がどのくらいおられるのかお聞きしたいと思います。わかる範囲で結構です。これは通告していませんので、よろしくお願いします。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 障害者の就労についての最近の状況ということでございます。私、先ほど申し上げましたとおり4月からということで、最近、障害を持って民間企業、事業所等に就職したという件を具体的にはまだ聞いておりません。

しかしながら、井の尻のほうにございますNPO法人のほほえみ工房さんあたりが、そういう支援の施設でございますけれども、4月になりましてから仕事をしたいというようなことで、いきなり民間企業というわけにはいきませんので、そういった施設で訓練しながら社会参加、社会復帰していきたいというような方をご案内したケースがございます。

そういった意味では民間企業の件についても、今後、障害者の雇用促進という立場から情報発信していきたいと思っておりますし、そういう中間施設を経験していただいた上で、事業所、民間企業への就職という流れに応援していきたいというふうに思っています。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 保健福祉の分野というのは大変幅が広くて、仕事量も大変多いと思いますけれども、そういう中でやはり障害者の雇用、就労支援については、町も積極的に、これから新しい課長のもとで推進、頑張っていただきたいと、私はそういうふうに思っています。

それで、5番目であります。町の具体的な取り組みについてということでございます。これは、昨年の12月議会に、私、一般質問でも取り上げました。本年の平成25年4月から施行されております障害者優先調達推進法というのができました、法律がですね。この法律は、地方公共団体は障害者就労施設等の受注機会の増大を図るための措置を講ずるよう努めると、こういうことになりました。これは、国や町などの公共団体は、製品の購入や業務の委託、すなわち各施設から優先的に購入するように求める法律であります。

全ての国、機関省庁等、自治体などは福祉施設からの製品の購入、業務委託について、計画を毎年作成し、実績を公表することが、これは義務づけられておりますけれども、その平成24年の12月議会においての一般質問の当時の課長のご答弁では、「本町としても障害者の就労の確保、経済的な安定化を図るために、その法に基づいた計画を立てて、そのような方法に持っていきたい」と、このよう

に答弁をされております。

この町内の障害者の就労施設に受託可能な事業、業務について、これまで、4月1日、この法が施行されて間もないのでございますけれども、そういった受託可能な事業、業務について検討がなされているのか、そして、具体化しているのか。具体化していたら、具体化していることについてお尋ねしたいと思います。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 障害者の優先調達推進法の関係でございます。本年4月以降、本件につきまして役場内部でどのような受託例があるか、早急に調査をしたところでございます。

その中で、幼稚園の入園式、卒園式の祝いの品として、塚脇でございますわーくす・たんぽぽさんからケーキとかお菓子のセットを調達したと、今後もある予定というお話を聞いております。

今後の件でございますけれども、町内にそういう施設がございますけれども、いわゆる物品の購入もしくはサービスの提供という2つのサービスの受け方があろうかと思いますが、1点は、わーくす・たんぽぽさん、あるいはむつみ会さんの作業等もあろうかと思います。

町の予算編成におきましては、物品購入あるいはサービスの提供というのは、民間企業さんからの見積もり等によって予算が成り立っておるところがありますので、そういったところからのスタートになろうと思います。

そうは申しても、そういう優先調達法の中で、地元にあるそういう施設がこういったものが提供できるのか。いわゆる受け手と受託する側との接点がないと、幾ら調整しても難しいということでありますので、ニーズを聞きながら、あるいはシーズを聞きながらその接点を見つけて、一つでもそういう物品購入あるいはサービスの提供につながればということで考えております。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 玖珠町内におきましては、そのほほえみ工房、それとすぎのこ村のわーくすたんぽぽ、それと地域活動支援センターむつみ会の3つ、これがあります。それぞれの障害の身体、精神、知的とか、それぞれ違いますけれども、障害も違いますけれども、できるだけやはりこれからそういった調達法に基づいて、例えばこの役場の何かをそこに委託できる作業、仕事はないかということのをこれから考えていただいて、やっぱり少しでもそういう社会の中で、そういった障害者がそういった作業をやっていただく、これは一番大切なことであると思います。

また、昨日の衆議院の本会議で雇用促進法というのが成立をしました。要するに障害者の雇用促進法が改正されて、今まで、例えばこういった自治体に対してそういった障害者の受け入れということで働いておられますけれども、身体、知的、それに今度は精神障害の方も義務化の対象になったと、今日の新聞にも載っております。そういった精神の躁鬱病とか統合失調症などの精神疾患のある方で、障害者手帳を持っている方に対しては、そういった地方公共団体、一定の割合以上の障害者を雇用しなくちゃならないという改正された雇用促進法が成立しておりますので、そこら辺もいろいろ、皆さん行政もこれに基づいて、やはりそういった方の雇用というか、臨時なり、そこで働く場所を設置し

ていただいて働いていただくと、こういうことを大いに進めていただきたいと思っております。

この5番目の具体的な取り組みということで、これからそういう障害者の雇用については、具体的にこれから推進していくということでもよろしいのでしょうか。一回、確認をしていただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 法に基づく市町村の努力義務でもございます。この件につきましては、役場の内部、それから関係機関を通じて、サービスの提供ができるものを一つでも多く見つけて、契約ができるようにというふうに思っております。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 6番目であります。地域活動支援センターむつみ会の支援について伺いたいと思います。

これは、地域活動支援センターむつみ会は、玖珠町と九重町、両町が運営しているというか、資金を出してこの支援センターを運営している、そういう作業所でございます。この作業所は、やはり精神の方が主にここの作業所に携わって、そこでいろんな作業をやられておりますけれども、特にこのむつみセンターの支援についてということでございますけれども、先ほど言ったこの障害者優先調達推進法という法のもとで、特に作業の内容が普通の、また身体とか知的の方とかと違って非常に難しい問題もあることは事実でございますので、社会と家と、そして家からこの作業所で働いていただく、その社会の中でいろんな人と接しながら、そして作業していただく、これは非常に重要な施設であると思っておりますし、当然課長さんもそこら辺の認識は、それはもうこのむつみ会については、玖珠、両町にとっては非常に、精神障害者にとってはもうなくてはならない施設であると、そのように思っております。

それで、具体的にその障害者の優先調達法等もありますけれども、例えば町もいろんな清掃とか、いろんな形で委託をされていると思います、各施設ですね。そういう面で、どこか、何かこのむつみ会のほうにそういった仕事を委託できる仕事はないものかと。

今、むつみ会の中でいろんな作業が行われております。非常に単調な単純な作業でございます。それで1日、1カ月、多くてその労働の報酬というのは1カ月2,000円の方もおります。よくいただいて5,000円。そういう非常に単価の少ない中でやっております。

しかし、それは単価の少ない中でやっておりますけれども、もっと大きな意義がある。それは、家の中から出て、そしてみんなの中でそういう作業をし、そういう中で社会的ないろんなことを学びながら生活していく重要な施設でございますので、その地域センターむつみ会の支援について、特別、私はよく言うんですけれども、これについて何か委託できるような仕事はないものだろうかと、私、つくづく思うんですけれども、そこら辺のことはいかがでしょうか。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 地域活動支援センターの運営につきましては、玖珠郡玖珠町、九重町

両町から運営費の助成金を出しております。玖珠町が6割という感じでございますけれども、地域活動支援センター本来の目的は、通所の障害者に対しまして創作的活動あるいは生活活動の機会を与えるものということになっておりまして、現在NPO法人のむつみ会さんがこれを行っておるということでございます。

その障害者の多くが精神の障害をお持ちの方ということで、先ほど議員さんからあったとおり、障害者の体調管理、受託作業の難しさ、あるいは通所の難しさ、あるいは施設の環境といった幾つかのお話は既に関係者の方からお聞きをしておるところでございます。

一番の課題といたしましては、やっぱり仕事をしっかりしていく、そのことが創作的活動でありましょうし、仕事をすることによって日常生活のリズムができるというようなことにもなると思いますので、その施設のセンターとしてのあり方の基本の部分だろうと思います。ほとんどが施設の中での仕事ということですので、仕事を受託して外で仕事をするということになると、かなりまた障害者の方の、利用者の方の難しさも出てくるのかもしれませんが、そういったことが社会参加の足がかりになっていけばということだろうと思います。

私も福祉保健課といたしましては、行政の業務の中でそういうチャンスがあれば、ぜひともそういうあっせんをお願いもしたいと思いますし、もう既に年度の予算が動いておりますので、年度の途中からというのは大変難しいと思いますので、そういったものも含めて来年度に向けて検討させていただきたいと思っております。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 十分に検討していただいて、ぜひともそういった委託、何かの仕事ができるような、そういった仕事をぜひともお願いしたいと思っております。

それで、5番目の相談体制の充実についてであります。

本年の4月より、障害者自立支援法が障害者総合支援法という新法の施行に伴いまして、難病、130の疾患の障害者の福祉サービスの追加など、権限移譲に伴って市町村の責任と業務が大変増大したのではないかと、そういうふうに思っておりますけれども、それなりの体制の整備が必要かと思いますが、相談体制の充実を進めなくてはならないと考えておりますが、具体的にどのような体制で行っていくのか伺いたいと思います。

玖珠町の障害者計画の中にも、その相談体制のことにつきましては記述をされておりますけれども、具体的にどのような体制で行っていくのか、伺いたいと思います。

昨日の大谷議員のひとり親の相談ということで、具体的に、なかなかうまく、本当にそれはきちっと周知されているのかとか、そういうご質問がありましたけれども、相談というのは一番大切に今後なってくると思いますので、その体制はどのような体制で行っているのか、伺いたいと思います。また、いくのか、そういうことで伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 相談体制の件でございます。

秦議員さんのお話にあったとおり、25年度から難病の患者さんの対応についてもしっかりやりなさいということになっております。

障害者の手帳の有無にかかわらず、障害福祉のサービスが利用できるようになった件もありますので、既に4月以降、難病の患者さんの相談も窓口で数件受けております。相談体制でございますけれども、現在、身体障害者の相談員が3名、それから知的障害者の相談員が1名ということで、町から委嘱をお願いをしておるところですけれども、精神あるいは難病等の具体的な相談員さんは今現在配置はされておられません。私ども福祉保健課の窓口として、あるいは担当として電話相談、あるいは訪問等々を行う体制をとっております。また、個別に難しいケースにつきましては、保健福祉の課を越えて、県等も協力体制のもとで対応していくという体制をしております。

また、制度が複雑になってきておりますし、きめ細かなサービスの提供ができるように職員のスキルアップ、研修等を重ねて努力していきたいというふうに思っております。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 非常に業務がふえたということでもありますけれども、やはり敷居の高くない、相談が受けられるようにということで、やっぱりそういう配慮がこれから必要になってくると思います。私もご一緒することがあります、福祉課に相談にですね。やっぱりなかなか敷居が高いと、そういうこともあろうかと思っておりますけれども、もう自由に相談を受けられるような体制を今後充実をしていただきたいと思います。

2番目の水道行政についてでございます。

給水区域内の未普及区域の管網整備は公費で実施すべき、私はそういうふうに書きましたけれども、玖珠町内には町水道の給水区域内でありながら管網整備がなされていないために、鉄分の多い飲料水として不適格な水を飲まざるを得ない状況の中で生活をされている、これは中島地区でございます、4世帯の方がおられます。この4世帯は1つの井戸を共有して使用されておりますけれども、これまで町として、何とか自宅まで給水管を整備してもらいたいと要望を行ってまいりました。町水道の給水区域でありながら、いまだに進まない理由は個人負担の問題であります。

年金生活者など経済状況などによって、負担の重荷によって一向に進展しません。ここで取り上げる問題箇所は先ほど言いました中島でございます。4世帯が1つの井戸を共有してはおりますけれども、大変に鉄分が多くて品質が悪い。そして、水中ポンプの管にある小さな穴に目詰まりをし、鉄分が詰まるために、二、三カ月に1回、これを業者に取ってもらわなくてはいけない。これは、1回につき4万円かかるそうでございます。この井戸のポンプの電気代が共有ですから月2万円かかるそうでございます。

この問題について、22年の6月議会で取り上げまして一般質問をしたところでございますけれども、答弁では、一応水道は使用者の水道料金をもって経営をしている、管を延ばすことについては、使用者、今度受給される方の応分の負担が当然必要であると、こういうことございました。

しかしながら、給水区域にありながら、なかなかこれが進んでいないということでございます。仮

に給水管から分枝して引いた場合、見積もりを以前とられた数字があります。それによりますと、町が226万6,000円、地元負担が166万4,000円と全部で390万、400万近くかかるそうでございます。このような負担でありまして、なかなかその後、この問題は進展していないという問題があります。

ですから、例えば、これはもう私がこれの答弁を課長さんをお願いしたとしても、当然そういうことはできないということを言われるかもしれません。しかし、この問題を解決しないと、例えば多額の負担でその本管から分枝して管網を引いたとした、そこで町水道が出るようになった、すぐ隣でまた新しく町水道を引きたいと言えば、そこからちょこっと引けば少額工事で自分の負担金も少ないような、そういうことも生じるわけですね。だから、そこら辺は何かいい方法はないのかなということでございますけれども、そこら辺の考えはどうなんでしょうか。

もうあくまでもこれは難しい問題であって、今までの答弁のようなことなんでしょうか。

○議 長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 今の質問にお答えする前に、先ほどの障害者の町営住宅の入居状況であります。町営住宅全体の入居状況は把握しておりませんが、シルバーハウジング13戸につきましては17名の方が入居しておりまして、そのうちの高齢者以外で障害者の方は4名の方が入居しております。

それでは、答弁させていただきます。

結論的には、もう議員さんの言われたように厳しい状況であります。

それで先ほど言いました、管を引いて隣の人が引いたら、わずかなお金だということになりますけれども、その分につきましては、前引いた方がお金を出しておれば、その分についての、一応、前お金を出している人との話が生じてきますので、その分で、その隣の人がわずかということにはならないと思います。多く出している人、そこまで引いている人がおれば、その人との了承を得た中での、それから次の個人になると思います。

以上です。

○議 長（高田修治君） 秦さん、残り4分です。

○9 番（秦 時雄君） それで、多分そういう難しいという答弁をいただくことは予想はしておりますけれども、これ今回、国の予算、補正から25年度の予算の中で15カ月予算という中で、この使い勝手のいいインフラ整備の中で、そういった水道管の整備もこの国のこういった補助金というか、交付金が使えないのかなということでございますけれども、そこら辺は検討されたことはございますか。

○議 長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 玖珠町の上水道につきましては、ご存じのとおり独立採算性でありますので、かかった費用は水道受給者の負担となりますので、国の補助ということでは考えておりません。

以上です。

○議 長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 今回の社会資本の整備というので、国の交付金の中でそういう記述もございますし、これは下水道もありますのですね。何かもうちょっとこれは勉強していただきたいなと思います。できないかもしれませんが、それは一考に値するんじゃないかと思います。私の勉強がちょっと浅いかもしれませんが。

続きまして、大隈の給水地区の配水施設の整備事業でございます。

くすまち水道ビジョン2010年についてでございます。これは平成31年から32年について、この配水管を敷いてその事業をするという、このビジョンの中に書かれておりますけれども、これからこの具体的な大隈の上水道について、具体的な方向でこれから実施されていくのかどうか、それだけちょっとお聞きいたします。

○議長（高田修治君） 平井建設水道課長。

○建設水道課長兼公園整備室長（平井正之君） 水道事業につきましても、事務処理等が国のほうから県のほうに平成21年度に移管されておりますので、大隈地区につきましても、言われたとおり計画の中に載せておりますので、これから県との直接協議になりますけれども、協議は進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9 番秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 大隈の未給水地域の区域についても中島と一緒にございます。非常に、中島の件でございますが、ご自宅に伺って男性の便器を見ましたら、もう真っ赤に色がついていました。これは落ちない。それほど激しいものでありますし、これで本当に水が澄み云々という、このすばらしい玖珠の中でそういう問題が生じているということは、本当に解決するためにこれから何かの方法はないか、これからその方法を講じていただきたいということで、私の一般質問を終わります。

○議長（高田修治君） 9 番秦 時雄君の質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日15日から20日までは常任委員会と議案考察のため休会といたしたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、明日15日から20日までは常任委員会と議案考察のため休会、21日は閉会日となります。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後0時02分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年 6 月14日

玖 珠 町 議 会 議 長 高 田 修 治

署 名 議 員 中 川 英 則

署 名 議 員 宿 利 俊 行